

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 106 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 2 章 多数国間条約 2－5 商品見本及び広告資料の輸入を容易にするための国際条約（昭和 30 年条約第 16 号） この条約に加盟している国は、別紙 5 のとおりであるが、加盟国から輸入される商品見本又は広告資料の取扱いについては、次による。 (1)及び(2) （省略） (3) 同条約第 3 条第 6 項《担保の解除》に規定する担保の解除は、次による。 イ 提供された担保が関税法 <u>第 9 条の 11</u>第 1 項に規定する保証書である場合において、提供者から特に要望があるときは、保証書を受理した税関（以下この項において「輸入地税関」という。）以外の税関においても輸入地税関から保証書を取り寄せて返還することとし、その場合の取扱いは、次による。 (イ)～(ホ) （省略） ロ （省略） (4) （省略）	第 2 章 多数国間条約 2－5 商品見本及び広告資料の輸入を容易にするための国際条約（昭和 30 年条約第 16 号） この条約に加盟している国は、別紙 5 のとおりであるが、加盟国から輸入される商品見本又は広告資料の取扱いについては、次による。 (1)及び(2) （同左） (3) 同条約第 3 条第 6 項《担保の解除》に規定する担保の解除は、次による。 イ 提供された担保が関税法 <u>第 9 条の 6</u>第 1 項 <u>《担保》</u>に規定する保証書である場合において、提供者から特に要望があるときは、保証書を受理した税関（以下この項において「輸入地税関」という。）以外の税関においても輸入地税関から保証書を取り寄せて返還することとし、その場合の取扱いは、次による。 (イ)～(ホ) （同左） ロ （同左） (4) （同左）